

琵琶湖疏水記念館展示品の補修・保存及び複製品制作等実施業務 業務仕様書

1 業務基本情報

- (1) 委託業務名
琵琶湖疏水記念館展示品の補修・保存及び複製品制作等実施業務
- (2) 業務目的
琵琶湖疏水記念館において展示している「從滋賀県近江国琵琶湖至京都通水路目論見実測図」（以下「対象資料」という。）について、補修・保存及び複製品の制作等を実施することを目的とする。
- (3) 業務期間
契約締結の日から令和10年3月31日まで

2 対象資料

- (1) 名称
從滋賀県近江国琵琶湖至京都通水路目論見実測図
- (2) 品質・形状等
紙本墨画、額装
縦：168.0cm 横：511.9cm
- (3) その他
重要文化財の附資料に指定（指定年月日：令和7年8月27日）

3 業務内容

下記の項目について、京都市上下水道局（以下「当局」という。）及び関係機関等と協議を行いながら実施すること。

- (1) 対象資料の補修・保存に係る業務
 - ア 調査・記録
対象資料の現状等について調査及び記録作成を実施し、適切な補修・保存方法を当局及び関係機関等と協議のうえ決定する。
 - イ 解体
アの調査に基づき、適切な方法により、解体を行う。
 - ウ クリーニング
適切な方法により、対象資料のクリーニングを行う。
 - エ 強化措置等
必要に応じて、対象資料に、剥落止めの実施や補紙を施す等の対応を行う。
 - オ 額椽の新調及び仕立て直し
アからエまでの工程後、新調した額椽を取付け、額装に仕上げる。
 - カ 中性紙保存箱の新調及び保存
中性紙保存箱を製作し、オで額装した対象資料を納入し、保存する。
 - キ 補修・保存後の調査・記録
アからカまでの工程完了後、写真撮影等による記録作成を行うとともに、アからカまでの各工程を記録した報告書を作成する。

(2) 対象資料の複製品制作等に係る業務

ア 撮影及びアーカイブ用のデータ化

- ・ 対象資料について、撮影及びアーカイブ用のデータ化を行うこと。
- ・ 原寸で 350dpi 以上の解像度を確保することとし、実施可能な最良の高精細データ化を行うこと。
- ・ 撮影は RAW データで行うこと。また、カラーターゲットを同時に撮影し、現像の際にはそれを基準にホワイトバランスやコントラストを適切に整えること。
- ・ 納品用データについては、原則、次の内容で用意すること
 - 色数 : RGB 各色 8bit のフルカラーデータ
 - 色域 : AdobeRGB 等、sRGB よりも広色域のカラープロファイルで制作すること
 - 形式等 : フルサイズデータ (原寸 350dpi 以上の非圧縮 TIFF もしくは PSB) 及び通常閲覧用データ (長辺 8K、4K、2K 程度の JPG ファイル) を用意すること
- ・ 該当データには、国際的な標準規格に基づき、資料名及び撮影・制作年月日等のメタデータ (XMP 等) を付与すること。
- ・ データの容量に応じて適切な媒体 (DVD、HDD 等) にて納品すること。なお該当データの真正性の証明とするため、納品時にはハッシュ値リストを添付すること。
- ・ その他、ファイル形式、ファイル名称指定及び納品方法等について当局から指示があった場合は従うこと。

イ 複製品の制作

- ・ 対象資料と同じ寸法、また複製画に適した高品位な素材により、事前に当局の承認を得たうえで、着手すること。
- ・ 複製品の制作に当たっては、対象資料を実施可能な最良の方法で再現すること。なお、当局と協議のうえ、対象資料の内容を損なわない範囲で劣化部分の修正を加えること。

ウ 仕立て・展示

- ・ 複製品を額装し、現状の対象資料の展示場所に展示すること。
- ・ 額装に当たっては、可能な限り、現状の対象資料の額を再利用すること。

4 本業務の実施に当たっての留意事項

- (1) 本業務については、対象資料が重要文化財の附資料であることから、文化庁をはじめとする関係機関等に対して必要な手続きを行うこと。同様に、文化庁をはじめとする関係機関等からの指導及び助言を受けながら実施すること。
- (2) 受託者は、対象資料を扱う業務において、文化財の保存のために必要な措置が講じられている建物及び設備をもつ施設で実施すること。ただし、業務履行のためにやむを得ず対象資料を当該施設以外の施設へ移動する必要がある場合には、当局の承諾を得て実施することができる。
- (3) 受託者は、業務の成果を記した報告書を作成し、当局に提出するものとする。また、業務実施の各年度末には年度業務報告書を作成し、当局に提出すること。
- (4) 業務に必要な資材及び機材は、受託者が準備するものとする。

- (5) 対象資料の搬出入等に当たっては、美術品専用車等による輸送を行うなど、適切に実施すること。
- (6) 本業務の各工程について、必要に応じて当局による現地確認を実施する。

5 著作権等の取扱い

- (1) 受託者は、本件業務において受託者が作製した著作物の著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。）を、全て当局に譲渡するものとする。
- (2) 受託者は、当局が成果物を使用するに当たり、その利用様態に応じて、サイズや色調等の変更又は一部を切り取ることをあらかじめ承諾するものとする。
- (3) 当局は、成果物を使用するに当たって、受託者を表示することを要しないものとする。
- (4) 上記(1)、(2)及び(3)のほか、受託者は、本件成果物について、著作者人格権を行使しないものとする。
- (5) 受託者は、本業務の実施に当たり、図画、楽曲その他の著作物を使用する場合は、当該著作物に係る著作権、肖像権その他の権利を有する者に対し、著作物を当局が無償で使用する旨の承諾を受託者の責任と負担において得るものとする。
- (6) 上記(5)において、当局が著作物を使用することができる期間は無期限とする。ただし、やむを得ず当該期間について受託者が期限を設定する場合は、受託者は事前に当局の承諾を得るものとする。
- (7) 本件業務において知的財産基本法第2条に規定する知的財産権に関連し、第三者の権利の保護の対象となっている著作物等を利用して本件業務の用に供しようとする場合は、受託者の負担により、適正に権利関係の確認と処理を行うこと。また、万一、第三者からの権利の主張、損害賠償の請求等があった場合は、受託者の責任と負担により対処することとし、受託業務の遂行及び成果物の使用に際し支障を及ぼすことがないようにすること。なお、第三者の著作物等を使用する場合にあっては、本件著作物の全部又は一部を、本市又は当局が制作する他の印刷物やWebサイト等に掲載する場合がある点に留意すること。
- (8) 受託者は、成果物に関する著作権について、納品前に第三者に譲渡し、移転し、若しくは担保に供する等の処分をし、又は商標・意匠の出願・登録手続等を行わないものとする。

6 本業務の履行に係る業務体制

- (1) 受託者は、本業務の実施に当たって、円滑な遂行のため、相当の経験を有する責任者（1名）及び主任担当者（1名以上）を配置すること。
- (2) 上記(1)において、責任者は、業務の全般にわたり業務管理を行い、主任担当者は、本業務の実施に当たって当局と連絡を密にして十分に協議を行うこと。
- (3) 受託者は、当局との連絡体制表を作成し、事前に提出すること。なお、連絡体制表については、業務の各工程における対応フローを記載すること（各工程の例／調査・記録、補修、保存、撮影・複製品制作、展示）。
- (4) 受託者は、本業務の実施に当たって、進捗状況等について当局と協議してその指示に従うとともに、関係機関と連携し、調整を図ること。

7 業務報告等

受託者は、全ての業務終了後、以下の書類、物品及びデータを納品すること。

- (1) 補修・保存を実施した対象資料 1式
- (2) 対象資料の複製品 1式
- (3) 対象資料のアーカイブ用のデータ 1式
- (4) 報告書 2部
- (5) 保存修理実施時に取得した写真・図面等記録類 2部
- (6) 年度業務報告書 各2部
- (7) 打ち合わせ記録簿 2部
- (8) (4)から(7)までの電子媒体 1式
- (9) 請求書等 1式
- (10) その他、当局が必要であると判断したもの

8 委託金額の範囲

委託金額の範囲は、「3 業務内容」に記載した業務全てに係る費用（業務の提供に当たり発生する付帯作業に係る費用を含む全ての経費の合計金額とする。）とする。したがって、追加費用は一切請求できないものとする。

9 支払方法

委託業務の終了後、受託者からの適法な支払請求書を受理したときから、30日以内に支払うものとする。

10 特記事項

(1) 費用負担

本業務に際して生じる一切の費用は、仕様書に特段記載がないものを除き、全て受託者が負担するものとする。

(2) 秘密の保持

ア 受託者は、本業務の実施に当たって知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。本契約が終了、又は解除された後においても同様とする。

イ 受託者は、成果物（業務履行過程において得られた記録等も含む。）を第三者に閲覧させ、複製又は譲渡してはならない。ただし、当局の承諾を得た場合はこの限りではない。

(3) 契約不適合責任

本制作物及び本広報物において、契約の内容に適合しないものが見つかった場合は、受託者は、当局の要求に従い速やかに無償で是正すること。

(4) 関係法令等の遵守

受託者は、関係法令等を順守して本業務に当たること。

(5) 協議による決定

本仕様書に記載のない事項及び内容に疑義を生じた事項については、提案書等に基づき、受託者と当局が協議して定めるものとする。なお、協議により決定しない場合は、当局の指示によるものとする。